

第七期小平市障害福祉計画・第三期小平市障害児福祉計画(素案)に対する  
市民意見公募（パブリックコメント）の結果について

1 実施の概要

実施期間	令和5年11月20日（月）～12月19日（火）	
意見提出者数	11人	
提出方法	持参	0人
	郵送	0人
	市ホームページ	11人
	電子メール	0人
	FAX	0人

2 意見等に対する反映状況

反映状況	件数
反映済み	0件
反映する	4件
反映しない	0件
参考意見	28件
合計	32件

※1. 以上のほか、本素案に関するご意見以外に3件のご意見をいただきました。

※2. 市民意見公募（パブリックコメント）の結果の公表にあたっては、とりまとめの都合上、いただいたご意見を一部要約する等の整理をしています。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
1	<p>令和4年9月に、国連障害者権利委員会の審査において、分離教育の中止や精神科への強制入院を可能にしている法律の廃止など、日本政府に対して様々な改善勧告が行われました。</p> <p>しかしながら、1.計画策定の背景の「障害者福祉をめぐる動き」には、これらの内容が記載されていません。当事者として、これらの改善勧告は極めて重要であり、是非ともこの点を追加していただきたいです。</p>	<p>該当箇所では、条約の批准や法律の施行などの国により効力をもたらす動きや、小平市の計画策定に係る動きを整理しています。</p> <p>なお、第2章「障がいのある人の現状と課題」において、国連の障害者権利委員会より日本政府に勧告や要請等がなされた旨の記載をします。</p>	反映する
2	<p>P12「障がい者」の範囲について、日本の障害者福祉や障害者差別の解消において、「社会モデル」に対する正確な理解が広がっていないことが最も深刻な問題だと感じています。</p> <p>国連の障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）は、人権の視点から作られたものであり、「障害は個人ではなく社会にある」との立場から、「社会モデル」への転換を奨励しています。</p> <p>是非とも障害者権利条約との関連についての説明を追加していただきたいと考えています。</p>	<p>該当のコラムについては、障がい者施策の対象となる「障がい者」の範囲について、国際的な考え方や障害者基本法の考え方に基づき説明をしています。</p>	参考意見
3	<p>17ページ、4精神障がい者の状況についてです。「なお、小平市には国立精神・神経医療研究センターがあり、精神障がい者でも重症者、希少疾患が住むという地域特性があります」と書いてほしいです。</p> <p>これを書いてくれるだけで、私はひとつ説明が減ります。私は希少疾患の患者です。みんなが知っている統合失調症やうつ病、発達障害ではないです。</p> <p>私は、2017年に入院する必要があったのですが、医師がまじめに診察をしてくれず、自宅療養を強いられました。</p> <p>具合が悪いまま、市議会議員に市政相談をしに行きました。たくさん説明をしないとイケなかったです。市議会議員は、精神障害者虐待的でした。議員の事務所で働かされる等しました。私が精神障害者手帳を見せて、「精神障害者です。ストレスに弱いです」と言っても、健常者として扱い、いつも議会でやっているように「言論で殺してやる」という感じの態度を取る市議会議員がいるのです。いましめのように、「小平市には、気を付けて接遇をしないとイケない病気の人が住んでいます」と書いておいてほしいです。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	参考意見

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
4	一人暮らしの人の支援を充実させてください。家賃助成を検討して下さい。	家賃助成などの恒常的な支援については、財政面の観点から非常に困難であることから、現在は、住居確保給付金などの時限的の支援を実施している現状がございます。 また現在、住まいの確保に係る相談や支援を実施しており、引き続き、住まいの確保が困難な方の支援を行ってまいります。	参考意見
5	引きこもりがちの人のための居場所や相談支援機能、訪問支援などを充実して下さい。	引きこもりに関する相談については、こだいら生活相談支援センターなどの関連機関と連携して支援を実施してまいります。	参考意見
6	支援をする障害福祉分野の離職率はとても高いと感じており、職員のメンタルヘルス、心理教育が重要だと感じます。 職員向けメンタルヘルスの講座などを実施していきたいと、考えております。国からのご支援を、いただき手が届くよう配慮して欲しいです。	国や都からの研修等の情報を提供するなどにより、取り組んでまいります。	参考意見
7	人材確保特にグループホームに人手が集まるよう、市全体としても募集や研修・育成のバックアップをして下さい。	「集まれ！障がい福祉の仕事inこだいら」という就職相談会を令和3年度から実施しており、グループホームの支援員の採用が課題であることは認識しております。今後につきましても、募集に係る支援を行いつつ、新たに研修・育成に係る支援を検討してまいります。	参考意見

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
8	<p>現在、発達障害とそれによる二次障害で精神障害を持つ不登校の子を育てている親です。 支援が全く無いわけではありませんが、日中に”一見健康に見える”子が受けられる支援が無く困っています。 まず、現状「保健・医療、福祉、教育の連携と一貫した支援」を感じられることがほぼ無いので、ぜひ、この連携についての強化を早急にしっかりと行ってほしいです。</p>	<p>児童発達支援センターや教育委員会、他の関係機関と連携を図りながら、一貫した支援を提供できるよう努めてまいります。</p>	参考意見
9	<p>移動支援(行動援護)の対象者を広げることを強く希望します。 小・中学生が不登校になると学校との関りが減り、社会的孤立を家族として感じます。 スクールカウンセラー訪問、放課後登校などは親の付き添いが必要なので、親の都合(共働)で付き添えない場合はそういった物の利用も大変難しいのです。</p> <p>ひとたび学校から離れると、戻ることには大変なエネルギーを要します。孤立が長引き深まると、将来的に引きこもりにもなりかねません。 孤立が深まる前の支援が、小平市には少なすぎると思います。(親の相談支援などはそれなりにあるとは感じます。) 放課後デイサービスもいっぱいに入れなかったり、入れても特性が合わずやめることになったり、空きはあるけれど送迎サービスが無くて行くことが出来ない。他の自治体であるようなこどもサポーターを利用した登校支援(付き添い)や他者と関わりつつ社会参加復帰を目指すような制度もないです。 そういった事を民間のファミサポさんやシッターさんなどの利用で代用したいと思っても、精神疾患の症状や発達特性が強い時は利用はできません。 もちろん費用も掛かるので継続してサポートすることは難しい面もあります。</p> <p>外部の人との関わりや、適度な外出、余暇は障害児にとっても大人と同様に、もしくはそれ以上に大切なものだと思います。 現在は療育手帳所持の子のみが受けられる支援だと教えていただきましたが、それ以外の子でも必要な場合があります。 ぜひ、発達障害や精神疾患がある子にも対象を広げるなど、今ある制度を駆使して、子どもたちの成長を支えていただきたいです。</p>	<p>移動支援につきましては、国の施策に基づき、適切に実施します。また、都や国に要望していくことを検討します。</p> <p>第2章「障がいのある人の現状と課題」に「障がいのある人や特別な配慮が必要な人が地域の中で学び、活動できるように移動を支援するサービスの充実を求める声があります。」という文章を記載します。</p> <p>放課後デイサービスについて、需要が増加しているサービスであると認識しており、事業所の開設を働きかける等、サービス量の確保に努めてまいります。またその際には、様々な障害特性に対応できるよう、事業者と協議を重ねてまいります。</p>	反映する

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
10	<p>こだわりの強いこども、多動傾向で目が離せないこどもの送り迎えや必要な施設への移動支援があると非常に助かる方が多いと思います。</p>	<p>移動支援につきましては、国の施策に基づき、適切に実施します。また、都や国に要望していくことを検討します。</p>	<p>反映する</p>
11	<p>通学の困難さが学習の困難につながることもありますので、課題のところに、特別支援学級の通学支援拡充も課題として含めていただけないかと思います。</p>	<p>第2章「障がいのある人の現状と課題」に「障がいのある人や特別な配慮が必要な人が地域の中で学び、活動できるように移動を支援するサービスの充実を求める声があります。」という文章を記載します。</p>	<p>反映する</p>
12	<p>47ページ③教育・発達支援の充実の項目に、「大学と連携を図りながら」とあります。</p> <p>私は精神障害者で、わいせつ教員被害者です。市役所、特に健康福祉部に、大学の人を連れてこないでください。市は障害児・者に、福祉事業を提供しようとする前に、「何もやらない」ということを大切にしてほしいです。いらん福祉行政を実施し、健康福祉部の部内を混乱させ、貴重な障害者福祉予算を空費するより、まず風通しのよい健康福祉部を作ってほしいです。</p> <p>大学が、学外の発達障害児・者に対し、何か福祉サービスを提供したいのであれば、大学のキャンパスを使い、自分が事業の責任者であるということを明確にして、実施すべきです。</p> <p>それとは別に、いまこども家庭庁のほうで、わいせつ教員データベース（日本版DBS）というものを作っています。不同意性交罪等で逮捕されたことがある人は、教師になれないようにする仕組みです。私は教師以外に、障害児に関わる医師や福祉職にも、性犯罪で逮捕された前科がないクリーンな人を採用してほしいと思います。私は、社会で一番の弱者は、障害を持った女兒だと思っています。手厚く保護するべきだと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	<p>参考意見</p>

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
13	<p>障がい者のしおりの分かりやすい版を作成してください。 市が発行する障がい者施策関連のパンフレットなどには必ず分かりやすい版を作成するようにしてください。</p>	<p>当事者の方等から様々なご意見をいただきながら作成について検討してまいります。</p>	<p>参考意見</p>
14	<p>素案3章理念について 1.障がいのある人等の自己決定～具体的どのように支援するのか？が課題かと。その為に1番重症度の意識決定が困難な方と交流を積極的にし手段を導き出し計画に記載して頂けたらわかりやすい。 4.地域共生社会～新たに何か始めるのではなく「今あるもの」を生かしてください。（具体例11.18小平市福祉園こすもすまつり）障がい有る無し関係なく共に居心地の良い時間を過ごしました。まつり内容を再度市が熟知し地域として今すぐできるところから共生の機会を増やしていくことが1番シンプル。 5.障がい児の健やかな育成～さて、健やかな育成とは一体具体的に正解はあるのでしょうか？これを題材にするのはかなり難儀かと思います。なぜかと申しますと、私は障がい児の母親ですが「健やかな育成」に視点を当ててしまうと夫婦間でも擦り合わせが難しいからです。夫婦間でも難しいので学校や施設ではもっと難儀。なぜならば人によって「子供の健やかさ」の価値観や基準は皆違うからです。障がいだけでなく健常児に対しても言える事です。内面の健やかさ社会的な健やかさ、など切り口を変えたら内容も変わってしまいます。言い換えれば障がい児は健やかな育成が難しいので発達支援が必要ですがとも受け取れます（わたしは当事者なので5理念をみたときかなり違和感を感じました）。市として発達支援をするならば具体的に出来ることを理念にしていたら当事者としてはありがたいです。【障がい児（又は保護者）が社会的に不便だと感じることを解消するための発達支援】などはいかがでしょうか。健やかな育成では曖昧すぎて支援する方も難しいと思いました。 6.障がい福祉人材の～政治的福祉業界が十分な金銭確保が見込めないことを自覚し今市政としてできること考えるべきだと思います。「職員が楽しむ仕掛けづくり」「働きがいがある」など、金銭以外で充実感を得られることを具体的に考え事業所に提案しながら擦り合わせていくことが必要と感じます。 7.障がい者の社会参加～まず福祉計画素案の市民意見会のとき障がい者支援課の職員方がたくさん来ていらっしゃいましたが、なぜ障がい当事者が1人も職員に（非常勤など〇）いらっしゃらないのでしょうか。参加を支えるを考える前に、ご自身らの職場の身の回り当事者が複数いないことにまず違和感をもっていただけたら。私たち市民に当事者が支援課に積極的に社会参加されている姿を見せてください。期待しています。</p>	<p>該当箇所については、国が示した基本指針に伴う基本的理念を掲載しています。 小平市では、この国の示した基本的理念を踏まえたうえで、素案59ページ以降の成果目標を設定しました。 今後の取組の参考とし、障がい福祉施策を進めてまいります。 なお、本計画策定に係る検討委員会や地域自立支援協議会では、当事者が委員として参画しています。</p>	<p>参考意見</p>

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
15	<p>国が地域生活支援拠点の整備基本指針で示した「強度行動障害を有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする」を小平でどう進めるのかの具体策を出してください。これは地域移行を進める上でも大切な課題です。また虐待防止にも連なることです。</p>	<p>強度行動障害の明確な定義がなく、対象者の把握等が困難であると考えています。強度行動障害に対する支援については重要な課題と考えますので、今後、国や都の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。</p>	参考意見
16	<p>『第3章 サービスの提供について (1)「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本的理念 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援』 以上の項目に対して、市内にある放課後等デイサービスへの支援と現状のサービス維持の項目を盛り込んでください。</p> <p>私の娘は、小平市内の放課後等デイサービスを利用しています。毎年、職員さんや保護者たちが厚生労働省の報酬改定により、サービスの維持に苦慮している現状を見ております。現在の国の制度設計では、同性介助という基本的な人権にも差し支えるようなサービスの維持までが重度の障害児を受け入れている事業所では危ぶまれています。1年毎の場当たりの支援施策ではなく、恒久的継続的な放課後等デイサービスへの支援を念頭に置いてください。</p>	<p>放課後等デイサービスへの支援につきましては、現在、物価高騰に対する支援を実施しており、今後につきましても放課後等デイサービスの業務が継続できるよう必要な支援を実施してまいります。</p>	参考意見
17	<p>市内の学校の副籍交流制度の支援と拡充も目標に入れてください。 国の基本指針にもあるインクルージョンの推進という目標に合致しながらも形骸化してしまっている副籍交流制度をもっと活用・支援する取り組みを進めてください。</p>	<p>副籍交流の対象となる児童・生徒の障がい等に応じて、直接交流又は間接交流を選択できるようにしています。直接交流が難しい場合は、ICT機器を活用したオンライン交流も実施しております。特別支援学校に在籍している児童・生徒が地域の子どもとして、居住する地域とつながり、子どもたちの相互理解や思いやりの気持ちを育むことができるよう、研修等で副籍制度や交流の内容について効果的な事例を紹介するなどして教員の理解を深め、本人や保護者の希望等に基づき、副籍交流の充実を図ります。</p>	参考意見

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
18	<p>インクルーシブについては「インクルーシブが最善、特別支援学級は分離教育だからダメ」と言われるところがあるように感じていますが、フィンランドなどインクルーシブの先進と言われている国においても、日本の特別支援学級のよさが見直されているところがあります。そもそもインクルーシブのとらえ方が日本とかなり違うようです。</p> <p>「これが理想だからこれしかダメ」という姿勢ではなく、先進的な国の取組みなども深掘りし、学校教育という現状の環境の中でなにが子ども達に最適であるかを、それぞれの子どもと向き合いながら考え、それぞれの子どもに対応していく姿勢が何よりも重要と思います。</p>	<p>教育委員会や児童発達支援センター等と連携を図り、それぞれの子どもの特성에応じて、丁寧に対応してまいります。</p>	参考意見
19	<p>地域生活支援拠点や緊急時対応の足場となる、基幹相談支援センターの設置を強く望みます。そのための検討の場を設けて下さい。</p>	<p>相談支援体制の充実・強化については課題として捉えているため、基幹相談支援センターの設置について検討します。</p>	参考意見
20	<p>当事者家族です 素案P89          肢体不自由児者や車いすユーザーにとって社会参加のため、また家族保護者の負担軽減も含め。移動支援のサービスは必要不可欠なサービスです。ひと月当たりの必要時間やヘルパー不足で当事者が十分に活用できていないのが現状です。ヘルパー不足解消のために報酬単価の向上、あるいは地域生活支援事業のメニューではなく支給決定を伴う福祉サービスの創設を東京都や国に働きかけてください。また、現在の移動支援でも当事者の生活実態に合わせて月単位の支給ではなく年間単位での支給にしてください。</p>	<p>ヘルパーの報酬単価の向上については、機会をとらえ都に要望してまいります。移動支援の支給決定については、適切な支給量での支給決定という観点から、支給量の繰り越し等の考えはなじまないため、月単位での支給となっております。</p>	参考意見
21	<p>実態調査の推移をみると各障害とも一人暮らしの希望が増えています。それに対応する施策の充実が必要なので、以下のことを組み込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 重度訪問介護の時間数見込みの増。</li> </ul>	<p>必要な支援と認識していますが、一方で利用状況が個々の事案によって大きく異なることから時間数の想定が非常に困難であり、過去の状況を踏まえて設定している現状がございます。また、重度訪問介護の利用につきましては、計画の時間数について考慮しつつも、真に必要な方の利用を制限するものではありません。</p>	参考意見



番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
22	<p>実態調査の推移をみると各障害とも一人暮らしの希望が増えています。それに対応する施策の充実が必要なので、以下のことを組み込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立生活援助や地域定着支援に対応する事業者増と見込み数増。</li> </ul>	<p>様々な障害福祉サービスの事業所開設相談の際に要望していますが、実施していただける事業所が増えていかない現状がございます。引き続き、実績が増えるよう事業実施の要望をまいります。</p>	参考意見
23	<p>実態調査の推移をみると各障害とも一人暮らしの希望が増えています。それに対応する施策の充実が必要なので、以下のことを組み込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームでのサテライト活用の推進。</li> </ul>	<p>地域で生活する障がいのある方の個々の状況を踏まえながら、活用について検討してまいります。</p>	参考意見
24	<p>実態調査の推移をみると各障害とも一人暮らしの希望が増えています。それに対応する施策の充実が必要なので、以下のことを組み込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立体験事業の充実（必要な方への日数増等）。</li> </ul> <p>自立体験事業については、地域生活支援拠点として位置付けてください。</p>	<p>事業を引き続き継続し、充実させることができるよう、事業者と協議しながら取り組んでまいります。地域生活支援拠点等としての位置付けについても、事業者と協議をしながら検討してまいります。</p>	参考意見
25	<p>小平市障害福祉サービス等支給決定基準の「重度訪問介護支給決定の考え方」は、グループホームや入所施設で暮らしている方等を支給決定の対象としないとする根拠とされてきました。人権の問題にも関わる市の基本的な姿勢が問われることです。この基準をただちに廃止してください。</p>	<p>国の事務処理要領に基づき、適切にサービスを提供してまいります。</p>	参考意見

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
26	<p>障害福祉計画は、日本社会に存在する性差別を認識していません。性差別が存在することを認め、積極的に差別を是正する措置をとるべきです。</p> <p>健常者/障害者というレイヤー以外に、男/女というレイヤーがあります。</p> <p>計画類を作る人や地域自立支援協議会に男性が多いので、「性差別は社会に存在しません。障害者差別しか存在しません」という計画類が作られてしまいます。特に大変なのが、専門職から性暴力を振るわれた場合です。健常者/障害者というレイヤーと男/女というレイヤー以外に、障害者/専門職というレイヤーができてしまいます。</p>	ご意見として承ります。	参考意見
27	<p>精神病の患者による大量殺人を想定して、計画類を作ってほしいです。</p> <p>まず、小平市には、約80年前から国立精神・神経医療研究センターがあります。殺人や放火等、刑法に触れた精神障害者を入院させる医療観察法病棟が、日本で一番多い66床あります。こんな自治体は日本全国、北海道から沖縄まで見て、小平市しかありません。</p> <p>中の人を外に出てくる以外に、外から中に入れないということがあります。私があるケースです。</p> <p>私は2017年に、「殺人事件を起こすことは正しい」という精神病、医学用語で「不穏」と言う状態になりました。精神疾患を扱う病院を受診しましたが、医師がまじめに診察をしませんでした。</p> <p>精神病院は自殺・殺人の恐れがある精神病の患者を入院させるためにあります。しかし、病院がちゃんと仕事するとは限りません。病院が殺人衝動のある患者を入院させないと、市内で殺人事件が起きます。</p> <p>市には、京都アニメーション事件が小平市で発生すると思ってほしいです。精神障害者が健康センターにガソリンを撒き、市職員が30人死ぬとってください。</p> <p>他害に関する話を聞いたら、保健師につなぐようにしてほしいです。素人対応しないでほしいです。</p> <p>市議会議員、民生委員等に、「精神病の患者さんのマニャクな話を聞いたら、素人判断せずに、市役所に保健師がいるので、知恵袋として相談してください」とアナウンスしてほしいです。</p>	ご意見として承ります。	参考意見

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
28	<p>こだいら健康増進プランや小平障害福祉計画、地域保健福祉計画、地域防災計画、長期総合計画等に、くどいほど、「小平市には約80年前から国立精神・神経医療研究センターがあり、精神病の重症者・希少疾患の患者が住むという地域特性がある」と書いてほしいです。</p> <p>政治家、特に市議会議員が、精神病のデリケートな患者がいることを無視して、精神障害者虐待政策をやります。</p> <p>例えば、新型コロナウイルス感染症がパンデミックになった2021年頃、防災無線で、「新型コロナウイルス感染症がパンデミックになっています。外出を控えましょう」というアナウンスを流したり、ごみ収集車に、「新型コロナウイルス感染症がパンデミックです。ごみ袋の口をちゃんと結びましょう」とアナウンスをさせ、ごみ収集させたということがありました。</p> <p>私は精神科病院に入院したかったのですが、入院できず、おうちで寝ていました。しかし、家で寝ていると、ごみ収集車や防災無線の騒音が家にまで押しかけてきます。小平市内では、精神病と感染症の2つの健康危機が同時並行で進行していたのですが、市長や市議会議員は、感染症のみが問題であると認識していたと推測します。</p> <p>私は、資源循環課に、「ごみ収集車のアナウンスをやめてください」と電話し、うちの近所を走行するときはアナウンスを切ってもらえることになりました。防災無線がなかなか止まりませんでした。まず防災危機管理課に、「疼痛を持っているので、防災無線を止めてください」と言って止まらず、市議会に陳情を提出しました。また、「精神病患者です。防災無線を止めてください」というちらしを作り、議員私書箱にポスティングをしました。それでようやく止まりました。</p> <p>疼痛で自宅療養している患者が、ちらしを作って、議員私書箱にポスティングをしに行かないといけないのです。</p> <p>議員は、自分が選挙のときに選挙カーで騒音を流す側であり、精神病患者と非常に相性が悪いです。</p>	ご意見として承ります。	参考意見

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
29	<p>障害者虐待についてです。最近、市内にある社会福祉法人で、職員が障害者虐待をしたという報道がありました。私は障害者虐待を許しません。市はしっかり是正指導をするべきです。また、地域自立支援協議会や当事者・情報部会、障害当事者ワーキング等で、障害者虐待について話せる心理的安全性を構築してください。自治というのは360°、死角があってはなりません。あらゆる障害者の困りごとについて話せるようにすべきです。また、当該社会福祉法人の職員が地域自立支援協議会の委員をやっています。「当該法人の職員が協議会に来ているので、なんとなく当該法人の悪口は言いにくい」ということがあってはならないです。司会が積極的に、「当該法人の虐待について議論します」という目的意識を持って、ちゃんと議論をするべきです。当該法人の虐待で、ある利用者さんが二階から飛び降りて、足を骨折したようです。職員がいらんことをしなければ、その骨折は発生しませんでした。利用者さんは痛い思いをしなくてよかったですし、医療費は発生しませんでした。市の財政支出は悪化しませんでした。こういうことについて真摯に向き合って、減らそうとすべきです。</p>	<p>虐待に対して、適正に対応してまいります。虐待禁止に対する啓発を目的に、計画書には新たに「障がい者虐待について」というコラムを掲載しました。自立支援協議会につきましても、引き続き適切な運営に努めてまいります。</p>	参考意見
30	<p>市内の障害者福祉施設において発生した障害者に対する虐待について、小平市が通報を見過ごしてきた問題が明らかになっています。隠ぺいとも言える対応がなされていますので、全庁的に障害者虐待防止法の正確な理解を促進する必要があります。「虐待を発見したら通報しなければならない」という義務のことや、利用者の保護者の方々が障害者福祉施設を擁護したくなるという心理状況なども、厚生労働省の「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」に詳細に書かれています。しかし小平市はそういった基本的なことを認識していないらしく、法や手引きに反する行いをしています。抜本的な見直しが必要です。第〇章などひとつの章を使って解説するくらいの改善が必要と考えます。</p>	<p>厚生労働省の作成した障害者虐待防止・権利擁護研修の講義資料動画等を活用して理解を深めるなど、適切な対応に努めてまいります。</p>	参考意見

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
31	<p>地域自立支援協議会の当事者情報・部会、また、当事者ワーキンググループという呼称で呼ばれているのも聞いたことがあるのですが、小平市内に住む障害者のニーズを聞こうというイベントが定期的開催されています。</p> <p>私は精神障害者です。わいせつ教員被害者です。</p> <p>大学教授が地域自立支援協議会の会長をやっているのです、わいせつ教授被害については話せません。性に関する会話をさせないで、別の話題について話させるということ、何年もやっています。</p> <p>わいせつ精神科医やわいせつ心理士、わいせつ教授問題等について、話せる当事者情報・部会にしてほしいです。女性の患者さんが、男性の精神科医からわいせつ被害に遭ったとき、権力勾配が最も大きく、死亡が発生します。わいせつ医師被害を受けた患者さんが、死亡した事例を2つ知っています。対策を考えようにも、少し時間がかかります。</p> <p>男性の大学教員で、専門が精神病理学や精神障害者福祉等であっても、若い女連れで患者会に来たり、患者会で女あさりに来たりします。研究者自身が周りの患者に精神的ストレスを与えているので、患者が精神健康を害しているという事象が観察されます。</p> <p>市職員や市議会議員が権威主義で、大学教員を過剰に信用してしまっています。節度やモラルがない人たちで、精神的苦痛なので、連れてこないでほしいです。当事者情報部会で、これらの話題について話せるようにしてください。</p>	<p>委員の選出は、専門性や障がい施策との関連性など、総合的に判断して行っています。</p>	<p>参考意見</p>
32	<p>精神障害者やひきこもりの親を社会参加させなくていいです。理由は、身体・知的障害者の親とちがい、精神障害者やひきこもりの場合は、親が子を虐待しているので、子は精神障害やひきこもりになっている可能性があります。親がパワハラ気質なのが諸悪の根源だったりします。行政が精神障害者やひきこもりの親を地域社会にひっぱりだすので、パワハラ気質の精神障害者・ひきこもりの親たちは、自分の子を虐待するだけでなく、他の精神障害者・ひきこもりにも逆ギレしたりします。私はそれが原因で、PTSDを負う等しています。地域精神保健が悪化します。</p> <p>私は、脳という臓器は複雑であり、すべての精神障害者が必ずしも親の虐待が原因で、障害を負ったわけではない、親御さんを同情するケースがあると思っています。実際問題、小平市の福祉をうろろうして、毒親との遭遇率が高いです。</p> <p>児童虐待者は社会から白眼視されるべきです。親はいいので、精神障害者・ひきこもり当事者の支援をやってほしいです。親と子を別々の世帯にして、子を公営住宅等にひとり暮らしさせると、親から虐待されなくなりますから、健康を回復する可能性があります。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	<p>参考意見</p>